

○大野城太宰府環境施設組合手数料条例

平成12年12月19日
条例第3号

大野城太宰府環境施設組合手数料徴収条例(昭和59年条例第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、搬入されるせん定枝葉、刈草、廃木材等(以下「せん定枝葉等」という。)の処分について徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「緑・廃木材のリサイクル」とは、せん定枝葉等を再生利用するものをいう。

(手数料の額及び徴収時期)

第3条 手数料の額は、別表に掲げるとおりとし、せん定枝葉等の搬入時に徴収する。ただし、組合長が相当の理由があると認めるときは、手数料を後納させることができる。

(手数料の減免等)

第4条 組合構成市が承認したときは、手数料の全部又は、一部を免除することができる。

2 組合長は天災その他特別な理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第2号)

この条例は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第1号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

種別	金額	摘要
緑・廃木材のリサイクル	10kgにつき110円	10kg未満の端数は、10kgとみなす。